

令和2年3月10日
農業経営収入保険室

収入保険に係る質問とコメント

○ 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の影響により、法人が従業員を休業させたり、直売所の客数の減少、学校給食など販売先の営業ストップ等で収穫量や出荷量が減少し、収入が減少した場合、収入保険の補償対象となりますか。

(答)

収入保険は、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償する制度であり、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の影響によって、農産物の販売収入が減少した場合についても、補償の対象となります。

収入保険に係る質問とコメント
(新型コロナウイルス関連)

1 新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が発令されました。花き農家の加入者の中には、出荷先への予定どおりの出荷ができない、また、出荷しても価格の下落が見込まれるなどの事情から、これから先の花の栽培を諦めるとの動きがある。

この場合、収入保険の補償の対象となるのか、それとも営農計画の変更による対応となるのか。

(答)

収入保険は、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償する保険制度です。

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の影響によって、予定どおりの出荷ができない、出荷しても価格の下落が見込まれるなどの諸事情により、営農計画で予定していた花の栽培を断念し、収入が減少した場合も、補償の対象となります。

この場合、事故発生の通知の際に、新型コロナウイルスの影響により、予定どおりの出荷ができない等の事情で栽培を中止するなどの概況を申告していただきます。

事故発生によってその農産物の作付面積を縮小する場合（作付する農産物の変更をする場合は3を参照）、当初予定していた保険期間の営農計画を変更する必要はありません。

2 営農計画では、本年8月から農産物の栽培予定のある農家の中に、新型コロナウイルスの終息の状況次第では、8月からの栽培を見送りたいという声もある。この場合は、自己都合による栽培中止となるのでしょうか、それとも保険事故として補償の対象となるのでしょうか。

(答)

1のケースと同じく、収入保険の補償の対象となりますので、加入者からよく事情を聞いて、事故発生の通知などの対応をとってください。

3 新型コロナウイルスの影響で、当初予定していた農産物の栽培を他の農産物に変更する場合の対応はどのようにすればよいでしょうか。

(答)

この場合、

- ・ 新型コロナウイルスの影響で、当初予定していた農産物の栽培を中止せざるを得なくなった旨の事故発生のお知らせを行っていただいた上で、
- ・ 営農計画の変更により、当初予定していた保険期間の営農計画に、新たに栽培する農産物及びその作付面積を追加していただくことになります。

このような対応をとることで、当初予定していた農産物の栽培を中止することによる収入減少も補償の対象となり得ることになります。

4 収入保険の加入者で、今回の新型コロナウイルスの関係で、外国人労働者を確保できなくなり、農産物の作付面積を縮小せざるを得ない者が発生したが、収入保険の補償の対象になりますか。

(答)

補償の対象となります。

この場合、事故発生のお知らせの際に、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の影響により、外国人労働力を確保できない事情で、農産物の作付面積を縮小せざるを得ないといった概況を申告していただきます。

当初予定していた保険期間の営農計画を変更していただく必要はありません。

5 令和2年度の補正予算で措置される予定の「持続化給付金」は、中小企業等の事業者を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者に対して、法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内の金額を支援する制度であるが、収入保険加入者も申請すれば、当該給付金を受給できるのか。また、受給する場合、収入保険の補填金との調整があるのか。

(答)

1 今回の持続化給付金の対象は、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等とされており、収入保険に加入している農業者も、支給基準に該当すれば、給付金を受給できると考えています。

2 なお、当該給付金については、売上が前年同月比で50%以上減少しているという支給基準はあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となるよう支給される一時金的性格のものであり、農業者の収入減少を補填する収入保険とは性格が異なることから、収入保険の補填金と調整することは想定していません。

(了)